

議第7号

令和6年度各務原市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度各務原市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,935,330千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月6日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		14,145,507	162,585	14,308,092
	1 国庫負担金	7,948,921	105,000	8,053,921
	2 国庫補助金	6,112,962	57,585	6,170,547
17 県支出金		4,412,626	52,500	4,465,126
	1 県負担金	2,879,418	52,500	2,931,918
21 繰越金		1,907,038	77,141	1,984,179
	1 繰越金	1,907,038	77,141	1,984,179
23 市債		6,927,600	113,800	7,041,400
	1 市債	6,927,600	113,800	7,041,400
歳 入 合 計		66,529,304	406,026	66,935,330

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 民生費		18,352,878	210,000	18,562,878
	1 社会福祉費	7,301,692	210,000	7,511,692
10 教育費		14,256,670	196,026	14,452,696
	2 小学校費	950,495	170,000	1,120,495
	3 中学校費	1,013,114	26,026	1,039,140
歳 出 合 計		66,529,304	406,026	66,935,330

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑩教育費	2 小学校費	小学校トイレ改修事業	42,114
⑩教育費	2 小学校費	小学校校舎外壁改修事業	127,886
⑩教育費	3 中学校費	中学校トイレ改修事業	26,026

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項								期 間	限 度 額
小 学 校 体 育 館 屋 上	防 水 改 修 事 業							令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	2 3 , 1 1 8

第 4 表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	千円 347,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内	公的資金 については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には 借入先と協定し、その 条件に従うものとする。 ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換 えすることができる。	千円 452,500	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内	公的資金 については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には 借入先と協定し、その 条件に従うものとする。 ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換 えすることができる。
中 学 校 施 設 整 備 事 業	624,100		ただし、 利率見直し方式で 借り入れ資金につい て利率の見直しを行 った後においては、 当該見直しの利率		633,200		ただし、 利率見直し方式で 借り入れ資金につい て利率の見直しを行 った後においては、 当該見直しの利率	